

2017年3月1日

東子平成27年第2号

東京都立A高等学校

代表者校長 B 殿

東京弁護士会

会長 小林元治

警 告 書

当会は、平成28年1月22日、申立人の人権救済申立てを受け、当会「子どもの人権救済センター」が申立事案を調査した結果に基づいて、貴校に対し、下記の通り警告する。

記

警告の趣旨

- 1 貴校が、頭髪指導において、頭髪の地毛が黒色でない生徒に対して髪色に問題があるとして髪を切るか黒く染めるかすることを求める指導をしたこと、生来の髪色であっても地毛が明るい生徒は指導の対象になるとし、事実上、地毛のままで卒業式等の行事に出席させない等の対応をしたことは、当該生徒の人格権及び平等権を侵害する違法なものであることを確認する。
- 2 今後貴校は、頭髪について上記のような指導や対応等を行わないよう警告する。

警告の理由

第1 申立の概要

本件は、貴校が、生徒心得において染髪を禁止としつつ、生徒に対する頭髪の検査において、頭髪の地毛が黒色でない生徒に対して髪色に問題があるとして髪を切るか黒く染めるかすることを求める指導をする、生来の髪色であるにもかかわらず学校側が髪色に問題があると判断した生徒・保護者に対し手紙を送付して卒業式等の行事に出席しないように促す、等の対応をしたことは、当該生徒の人格権及び平等権を侵害する違法なものであることを確認するとともに、今後貴校は、頭髪について上記のような指導や対応等を行わないよう警告することを求めた事案である。